

JICA環境社会配慮助言委員会 第五回全体会合

2010年10月22日(金) 15:30~18:00

JICA研究所 2階 大会議室

議事次第

1. 開会

2. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- ・エジプト カイロ地下鉄4号線整備事業(有償)環境レビューに対する助言案の報告および確定

3. 11月以降のワーキンググループ会合 担当者委員選任

- 1) ナミビア ウォルビスベイ港コンテナターミナル拡張計画(仮) 環境レビュー
【案件概要説明 11月5日(金) 予定/WG開催: 11月24日(水) 予定】
- 2) ウガンダ 水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト(開調)DFR報告
【案件概要説明 12月6日(月) 予定/WG開催: 12月22日(水) 予定】

4. JICA環境社会配慮助言委員会における助言の範囲ほか委員会の進め方について
(村山委員長/事務局)

5. 今後の会合スケジュール確認

【全体会合】

- ・第六回委員会

11月5日(金) 15:30~18:00 (於 JICA 本部 229 会議室)

【ワーキンググループ会合】

- ・アフガニスタン カブール首都圏開発推進プロジェクト(技プロ) スコーピング案
11月1日(月) 14:00~ (於 JICA 本部 229 会議室)
- ・インドネシア インドラマユ石炭火力発電事業(有償・E/S 借款) 環境レビュー
11月8日(月) 14:30~17:00 (於 JICA 本部 228 会議室)

6. 閉会

以上

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 同上

エジプト国「カイロ地下鉄4号線整備事業」(有償資金協力)
環境レビュー段階における助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2010年10月13日(水) 14:30～16:15
- ・ 場所：JICA本部 (会議室：2階 229会議室)
- ・ ワーキンググループ委員：岡山委員、高橋委員、田中委員、松行委員、村山委員、山本委員
- ・ 議題：エジプト国「カイロ地下鉄4号線整備事業」に係る環境レビュー方針についての助言案作成
- ・ 配付資料：
 - 1)環境影響評価(EIA)報告書(Original EIA及びAddendum EIA)
 - 2)EIA承認文書
 - 3)協力準備調査報告書(Vol.1～4及び補足調査の環境社会配慮部分ドラフト)
 - 4)環境レビュー方針(事前配布版、修正後WG当日配布版)
 - 5)スコーピング時助言に係る対応表
 - 6)質問・コメント回答表
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第5回委員会)

- ・ 日時：2010年10月22日(金) 14:30～**:**
 - ・ 場所：JICA研究所(会議室：2階 大会議室)
- 上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

環境影響

(工事中)

1. 有害廃棄物が発生した場合の処理方法や廃棄先について、現場の目視を含めて確認すること。
2. 地下水浸出等が発生した場合、排水処理をどのように行うのかを明確にすること。また、土砂とともに処理する場合は、建設廃棄物・土砂の処理方法や場所も合わせて記載すること。
3. 万が一歴史的な埋蔵物等が発見された場合には、計画変更を含めた対応を検討すること。

(供用時)

4. 生態系への影響については、環境影響評価との整合性を考慮したうえで、ルート上だけでなくその周辺も含めて確認し、丁寧な説明を加えること。また、モニタリングの必要性についても改めて検討すること。
5. 振動を工事中のみに限定していることの妥当性について改めて検討し、必要に応じて騒音と同様の対応とすること。

(過去の経験の本事業への反映)

6. 資機材調達先への環境影響・建設廃棄物の処理・苦情等について、1～3号線の経験を確認し、本事業に反映させることが望ましい。

(モーダルシフトによる影響緩和)

7. 本事業が供用されることによる、カイロ市内の交通渋滞緩和、道路依存率低減といった効果が予測されている場合には、それによる供用後の予測される環境影響(CO2 発生量と大気汚染)削減効果を明記すること。なお、定量的な値やその算出根拠も付記されていることが望ましい。

環境モニタリング

8. 供用後の地下水位モニタリングの実施期間が工事完了から3ヶ月間であることの妥当性について、異常が発生した場合のことを考慮して期間の延長を検討すること。
9. 大気、騒音、地下水位等のモニタリング計画について、監視(測定)の頻度及び期間を明記すること。
10. 気温、廃棄物、労働安全・衛生における定期的なモニタリング結果の事業の運営維持管理への反映方法を明確にすること。
11. モニタリング計画の一部の項目において実施機関が不明確な場合があるので、可能な限り特定に努めること。
12. モニタリング結果の公開方法についてどのような形式が可能か確認すること。

用地取得・住民移転・ステークホルダー協議

13. 今後提示される移転政策の枠組み(Resettlement Policy Framework: RPF)に関して、これまでの方針からの変更点の有無を確認することを、環境レビュー方針の要確認事項に明記すること。
14. 用地取得・住民移転に係る Ministerial Decree 発出後、可能な限り早い段階で、立ち退き対象の全ての人々に対し、立ち退き対象であること及び補償の方法等について説明を行うことを、実施機関に確認すること。

15. 2010 年 10 月開催の協議の内容を RPF に適切に反映すること。また、影響住民の間で本プロジェクトに対する意向を丁寧に確認すること。
16. 補足調査に示されている Entitlement Matrix において、実施担当者が不明な箇所があるため、明確にすること。
17. 極貧層（Very Poor）への対応については、正規居住者のみを対象にしているようにも読めるが、非正規居住者と同定された者に対しても同様の措置を取ることを確認すること。また、これらの層への特別な支援の具体的な内容を明確にすること。
18. 補償や支援の内容が、JICA ガイドラインと整合するものとなるよう、評価委員会（Assessment Committee）のメンバー構成や運営方法を含めた実施体制等について確認すること。
19. RPF 実施のための具体的な予算規模に関する情報が一部不明確であるため、可能な限り明確にしたうえで、費用負担の方法について確認しておくこと。

情報公開

20. EIA レポートは、ステークホルダー、特に地元住民がアクセスしやすい場所で公開すること。

苦情処理

21. 苦情処理の実施体制や運用方法について、より具体化すること。特に、補償／支援の支払い後も対応できるような枠組みを提示するとともに、正規居住者や事業者への補償のみならず、非正規の居住者や事業者への支援に対する苦情も取り扱うこと。

2010 年 9 月 3 日

JICA 審査部

JICA 環境社会配慮助言委員会における助言の範囲について

2010 年 7 月以降、環境社会配慮助言委員会（以下、助言委員会）を運営する中で、委員の皆様より、助言委員会における助言の範囲についてお問合せを受けております。つきましては、関連する規定、根拠、助言の範囲に関する考え方を以下に記しますので、ご理解、ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 助言委員会による助言の範囲に関する規定、根拠

1) JICA 環境社会配慮ガイドライン

1.3 定義

13. 「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいう。

1.10 環境社会配慮助言委員会

JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設する。

2.7 環境社会配慮助言委員会による助言

1. 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。

2.3 環境社会配慮の項目

1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセ

スにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)を含む。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要なものに絞り込む。

2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

2) JICA 環境社会配慮助言委員会設置要項

1. 目的

本要項は、国際協力機構(以下、「JICA」という。)が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会(以下、「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 助言の範囲について

- 1) 上記 1.の各規定、および助言委員委嘱内容から、助言委員の皆様には、「環境社会配慮の支援と確認」の観点に基づき、助言および助言文書のとりまとめをお願いします。
- 2) JICAは、委員会会合の円滑な運営を図るため、助言委員の皆様に、助言を求める報告書の該当部分、助言を求める事項について、可能な限り具体的に示すこととします。

以上

環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
1. 目的 本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。	・「委員会」は、環境社会配慮助言委員会の略記である場合と、環境社会配慮助言委員会の全体会合を示す場合がある。
2. 委員会の業務 （1）対象とする事業 カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。 ①協力準備調査に対して助言を行う。 ②環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。	・カテゴリ A 案件のすべてを対象とし、B 案件は必要に応じて対象とする。なお、JICA あるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA 及び委員会で協議の上、対応する。 1) 協力準備調査 ・委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対して、助言を行う。 ・補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに従って委員会は助言を行う。 2-1) 環境レビュー段階 ①協力準備調査を実施した案件の場合 (a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書（EIA、RAP 等）等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。 (b) (a) 以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 ②協力準備調査を実施していない案件の場合 (a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 (b) (a) 以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。 ④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。 (2) 助言の方法 助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。	2-2) モニタリング段階 ・上記2-1) で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。 3) 開発計画調査型技術協力 ・委員会は、本格調査段階において、環境社会配慮調査のスクーピング案及び報告書ドラフトに対する助言を上記1) 協力準備調査と同様の手順で行う。
3. 委員会の構成と機能 委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。 委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。 助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ (WG) を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。 委員会では、案件ごとに担当する WG を決定し、作業を依頼する。 委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、JICA に助言する。 この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長の判断により、この方法で審議を行うことができる。	・委員会は、WG の助言案を尊重したうえで、確認を行う。 ・「この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合」とは、全体会合で助言文書を確定できなかった場合を指す。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
4. 委員 委員の任期は原則２年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。 改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。 委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。	
5. 委員長と副委員長 (１) 委員会に委員長１名と副委員長１名ないし２名を置き、委員の互選により選任する。 (２) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。 (３) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。	
6. WGの作業 (１) それぞれのWGは、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。 (２) WGは原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。 (３) WGの会合は、当該WGの構成委員の互選で選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。	
7. 情報公開 委員会の会合はすべて公開で行われる。WGの会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。 また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。	・会合は傍聴を可とする。ただし、会議の妨害を行った者はこの限りでない。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。 委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。	
8. 事務局 委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮審査第2課が行う。	
9. 適用 委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月）に定められた審査諮問機関の役割も果たすものとする。	・ 本年 7 月に業務を開始できるよう、準備を進める。

以上